

○財務省告示第百七十八号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十七年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

二
三
号
名称及び記
個人向け利付国庫債券（変動・
十年）（第六十回）
発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六
法律及びその条項
条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。
用等
振替法の適

五	四	三
最低額面金	発行額	振替法の適用等
一万円	額面金額で千三百五十五億三千	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
七百九十一万円		

六 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

十	九	八	七
の利子の適	第二期以	初期利	発行価格
子計算期間開始日前に行われた、	年当たり、各利払期における利	利子の	発行日
年〇・二六パーセント	額面金額百円につき百円	平成二十七年四月十五日	

用
利
率

利
率

十一
初期利子

十二

十三
十四
十五
十六
償額
償還期限
金額
還期
期
目
期
場所

平成三十七年四月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十七年四月十五日
日本銀行の本店又は支店

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

第十号に規定する第二期
以後の利子の適用利率
 $\frac{1}{100}$

発行から償還までの期間が九年五ヶ月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利回りに、○・六六を乗じた率のパーセントを下回るとときは、○・五五パーセントとします。ただし、乗じた率が○・六六を乗じた率は、○・五五パーセントとします。

平成二十七年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出しした金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

中途換金の取り扱い

額面金額 ×
—————
100

初期利子支払期の6カ月前の日

X

୧୮

(二) 平成二十八年十月十五日以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ 支払われた利子に相当する金額

十八 中途換金

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号）

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号）
第二十一条の四第一項に規定す
る特定障害者扶養信託契約の受
益者及び所得税法等の一部を改
正する法律（平成二十五年法律
第五号）第三条の規定による改
正前の相続税法第二十一条の四
第一項に規定する特別障害者扶
養信託契約の受益者を含む。）
が、死亡したときはその相続
人へ特別区を含み、居住する市町村
二百五十二条の十九第一項の
指定都市にあつては、当該市又の
昭和二十二年法律第六十七号）

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{1.9.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)